

# 様式 A - 1

## 申請等に対する処分一覧表

(令和4年(2022年)11月28日作成)

[所管：福祉部障害福祉課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	豊中市立障害福祉センター条例	5・6	使用の承認	A	B
2	豊中市立障害福祉センター条例	9-3・	使用料等の減免	A	B
3	豊中市立障害福祉センター条例	10	使用料の返還	A	B
4	豊中市立障害福祉センター条例	12	設備の承認	A	B
5	身体障害者福祉法	15-4、別表	身体障害者手帳の交付	B	A
6	身体障害者福祉法施行令	10-1、3	身体障害者手帳の再交付	B	A
7	身体障害者福祉法施行令	9-2、4	身体障害者手帳の住所、氏名変更	B	B
8	身体障害者福祉法施行令	3	医師の指定	B	A
9	精神保健福祉法	45-1	精神障害者保健福祉手帳の交付	B	A
10	精神保健福祉法	45-4、5	精神障害者保健福祉手帳の更新	B	A
11	精神保健福祉法施行令	7-2、4	精神障害者保健福祉手帳の住所等変更	B	B
12	精神保健福祉法施行令	9	精神障害者保健福祉手帳の障害等級変更	B	A
13	精神保健福祉法施行令	10-1	精神障害者保健福祉手帳の再交付	B	A
14	大阪府療育手帳に関する規則		療育手帳の交付	B	B
15	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	5	特別児童扶養手当の受給資格の認定	B	B
16	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	16	特別児童扶養手当の額改定	B	B
17	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	19	障害児福祉手当の受給資格の認定	B	A
18	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	26の5	特別障害者手当の受給資格の認定	B	A
19	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	26	障害児福祉手当の受給資格の再認定	B	A
20	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	26の5	特別障害者手当の受給資格の再認定	B	A

21	障害者総合支援法	53、54	自立支援医療費の支給認定	B	B
22	障害者総合支援法	56	自立支援医療費の支給認定の変更認定	B	B
23	障害者総合支援法施行令	33	医療受給者証の再交付	B	B
24	障害者総合支援法	59	指定自立支援医療機関の指定	B	B
25	障害者総合支援法	60	指定自立支援医療機関の更新	B	B
26	障害者総合支援法	64	指定自立支援医療機関の開設者等の変更	B	B
27	障害者総合支援法	76	補装具費の支給	B	B
28	障害者総合支援法	36	障害福祉サービス事業者の指定	B	B
29	障害者総合支援法	41	障害福祉サービス事業者の更新	B	B
30	障害者総合支援法	38	障害者支援施設の指定	B	B
31	障害者総合支援法	41	障害者支援施設の更新	B	B
32	障害者総合支援法	51の19	一般相談支援事業者の指定	B	B
33	障害者総合支援法	51の21	一般相談支援事業者の更新	B	B
34	障害者総合支援法	51の20	特定相談支援事業者の指定	B	B
35	障害者総合支援法	51の21	特定相談支援事業者の更新	B	B
36	障害者総合支援法	76の2—①	高額障害福祉サービス費の支給決定	B	B
37	障害者総合支援法	19・20・21・22 (10) <7・8・9・10・11・12> <2. 3>	介護給付費等の支給決定等	B	B
38	障害者総合支援法	24 (11・12・13) <16・17・18・19> <4>	介護給付費等の支給決定の変更	B	B

39	障害者総合支援法施行令	(15) <21・22> <6>	支給決定障害者等の変更の届出	B	B
40	障害者総合支援法施行令	(16) <23> <7>	受給者証の再交付	B	B
41	障害者総合支援法	34(21・21の2) <34の2・34の3> <9>	特定障害者特別給付費の支給決定	B	B
42	障害者総合支援法施行規則	<34の5> <10>	特定障害者特別給付費の額の変更	B	B
43	障害者総合支援法	35 (21の3) <34の4> <11>	特例特定障害者特別給付費の支給決定	B	B
44	障害者総合支援法	51の5・51の6・51の7 (26の3・26の4) <17・18・19>	地域相談支援給付費の相談支援給付決定	B	B
45	障害者総合支援法	51の9 (26の5)	地域相談支援給付費の相談支援給付決定の変更	B	B
46	障害者総合支援法	51の16・51の17 <20・21>	計画相談支援給付費の支給決定	B	B

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	使用の承認	
根拠法令及び条項	豊中市立障害福祉センター条例 第5条 第6条	
所管部課（室）係名	福祉部 障害福祉課 障害福祉センターひまわり	
審査基準	関係条項	豊中市立障害福祉センター条例施行規則 第8条 第9条 第10条
	基準	<p>本条例等により、明確かつ具体的に規定している。</p> <p>なお、基準を補完するため、条例第6条第1項第2号、第3号及び第4号について、下記のとおり付記する。</p> <p>条例第6条第1項第2号について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 物品の販売又は宣伝若しくはこれに類することを目的として使用する</li> </ol> <p>条例第6条第1項第4号について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該使用により、建物や付帯設備等を破損、汚損又は滅失するおそれがある</li> <li>2 過去において、施設管理上の指示に従わなかったなど施設管理者の指示に従わないおそれがある</li> <li>3 定員を超えて使用する</li> </ol> <p>条例第6条第1項第5号について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害者の福祉の増進を阻害する恐れがある</li> <li>2 火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる使用をおこなう場合であって、危険等が他の利用者に及ぶと認められる</li> <li>3 集团的又は常習的に反社会的な行動をとることを助長する</li> </ol>
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定（ 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 日（ 部 課）
	設定等年月日	年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		使用料等の減免
根拠法令及び条項		豊中市立障害福祉センター条例 第9条 第3項
所管部課（室）係名		福祉部 障害福祉課 障害福祉センターひまわり
審査基準	関係条項	豊中市立障害福祉センター条例施行規則 第12条
	基準	<p>本条例等により、明確かつ具体的に規定している。          なお、基準を補完するため、条例第9条第3項については、下記のとおり定める。</p> <p>条例第9条第3項について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 市内に活動拠点をおく障害者団体                市内在住者が75%以下25%以上で構成する団体</li> <li>2) 市外に活動拠点をおく障害者団体                市内在住者が25%以上で構成する団体</li> <li>3) 大阪府内及び北摂連合組織等の障害者団体                府内組織等に市内団体が加入し、当番制で豊中市で会合がもたれる場合</li> <li>4) 行政が直接使用するもの</li> </ol>
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定（ 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 日（ 部 課）
	設定等年月日	年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	使用料の返還	
根拠法令及び条項	豊中市立障害福祉センター条例 第10条 ただし書	
所管部課(室)係名	福祉部 障害福祉課 障害福祉センターひまわり	
審査基準	関係条項	豊中市立障害福祉センター条例施行規則 第14条
	基準	<p>本条例等により、明確かつ具体的に規定している。</p> <p>なお、基準を補完するため、条例施行規則第14条第1項各号について、下記のとおり付記する。</p> <p>条例施行規則 第14条第1項第1号について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害で障害福祉センターが利用できない</li> <li>2 電車事故等で交通機関が遅れ使用時間に間に合わない</li> <li>3 障害福祉センター職員の過失で使用施設を他に貸した</li> </ol> <p>条例施行規則 第14条第1項第2号について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用者の死亡、病気入院等で施設が利用できない</li> </ol>
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定 ( 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	総日数 日 (注: 休日は含まない)
	内訳	<p>経由期間 日 ( 事務所)</p> <p>処分期間 日 ( 部 課)</p>
	設定等年月日	年 月 日設定 ( 年 月 日最終変更)
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		設備の承認
根拠法令及び条項		豊中市立障害福祉センター条例 第12条
所管部課(室)係名		福祉部 障害福祉課 障害福祉センターひまわり
審査基準	関係条項	
	基準	<p>本条例等により、明確かつ具体的に規定している。</p> <p>なお、基準を補完するため、条例第12条各項に定める事項の基準は、下記のとおり付記する。</p> <p>条例 第12条第1項について</p> <p>1 使用施設に付属設備以外の備品等を持ち込んだり、あるいは、装飾する場合は、使用許可の申請時に市長に対して承認届を提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>条例 第12条第2項について</p> <p>1 使用者は、使用施設に付属設備以外の備品等を持ち込んだり、あるいは、装飾した場合は、使用時間内に当該設備等を取り払い、元の使用施設の状態に戻さなければならない。</p> <p>条例 第12条第3項について</p> <p>1 元の使用施設の状態にしない場合には、市長が、使用者からの同意を得たうえで、専門業者等への依頼により現状の回復を行うものとし、その行為に要した費用は使用者に請求するものとする。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定 ( 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	総日数 日 (注: 休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 ( 事務所) 処分期間 日 ( 部 課)
	設定等年月日	年 月 日設定 ( 年 月 日最終変更)
備考		

**様式 B - 1**

**申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間**

処分名		身体障害者手帳の交付
根拠法令及び条項		身体障害者福祉法 第 15 条第 4 項、別表
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]
審 査 基 準	関係条項	身体障害者福祉法施行令 第 4 条、第 5 条、第 6 条 身体障害者福祉法施行規則 第 5 条第 3 項、別表第 5 号 豊中市身体障害者福祉法施行細則 第 8 条～第 10 条、第 24 条
	基 準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 6 年(1994 年)10 月 1 日設定 (平成 24 年 4 月 1 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 60 日 (注：休日は含まない)
	内訳	経由期間 0 日 ( 事務所) 処分期間 60 日 (福祉部障害福祉課)
	設定等年月日	平成 24 年 4 月 1 日設定 ( 年 月 日最終変更)
備考		



## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		身体障害者手帳の再交付
根拠法令及び条項		身体障害者福祉法施行令 第 10 条第 1 項、第 3 項
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]
審 査 基 準	関係条項	身体障害者福祉法施行規則 第 7 条、第 8 条、第 23 条 豊中市身体障害者福祉法施行細則 第 8 条第 2 項
	基準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 6 年(1994 年)10 月 1 日設定 (平成 24 年 4 月 1 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30 日 (注：休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 ( 事務所) 処分期間 30 日 (福祉部障害福祉課)
	設定等年月日	平成 24 年 4 月 1 日設定 ( 年 月 日最終変更)
備考		

**様式 B - 1**

**申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間**

処分名		身体障害者手帳の住所、氏名変更
根拠法令及び条項		身体障害者福祉法施行令 第9条第2項、第4項
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]
審 査 基 準	関係条項	豊中市身体障害者福祉法施行細則 第10条
	基準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成6年(1994年)10月1日設定（ 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 日（ 部 課）
	設定等年月日	年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		医師の指定
根拠法令及び条項		身体障害者福祉法施行令 第3条
所管部課(室)係名		[所管: 障害福祉課 給付支援係]
審 査 基 準	関係条項	身体障害者福祉法施行規則 第2条~第8条 豊中市身体障害者福祉法施行細則 第3条・第6条
	基準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年(2012年)4月1日設定( 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30日 (注: 休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 ( 事務所) 処分期間 30日 (福祉部障害福祉課)
	設定等年月日	平成24年4月1日設定( 年 月 日最終変更)
備考		

**様式 B - 1**

**申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間**

処分名		精神障害者保健福祉手帳の交付	
根拠法令及び条項		精神保健福祉法 第 45 条第 1 項	
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]	
審 査 基 準	関係条項	精神保健福祉法施行令 第 6 条、第 7 条 精神保健福祉法施行規則 第 23 条、第 25 条、第 26 条 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例 第 4 条 豊中市精神障害者保健福祉手帳の事務処理に関する規則 第 3 条	
	基準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 7 年(1995 年)10 月 1 日設定 (平成 24 年 4 月 1 日最終変更)	
	標準処理期間	総日数 30 日 (注：休日は含まない)	
標 準 処 理 期 間	内訳	経由期間	0 日 ( 事務所)
		処分期間	30 日 (福祉部障害福祉課)
設定等年月日	平成 24 年 4 月 1 日設定 ( 年 月 日最終変更)		
備考			

**様式 B - 1**

**申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間**

処分名		精神障害者保健福祉手帳の更新
根拠法令及び条項		精神保健福祉法 第 45 条第 4 項、第 5 項
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]
審 査 基 準	関係条項	精神保健福祉法施行令 第 8 条 精神保健福祉法施行規則 第 28 条 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例 第 4 条 豊中市精神障害者保健福祉手帳の事務処理に関する規則 第 3 条
	基準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 7 年(1995 年)10 月 1 日設定 (平成 24 年 4 月 1 日最終変更)
	標準処理期間	総日数 30 日 (注：休日は含まない)
標 準 処 理 期 間	内訳	経由期間 0 日 ( 事務所) 処分期間 30 日 (福祉部障害福祉課)
	設定等年月日	平成 24 年 4 月 1 日設定 ( 年 月 日最終変更)
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		精神障害者保健福祉手帳の住所等変更	
根拠法令及び条項		精神保健福祉法施行令 第7条第2項、第4項	
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]	
審 査 基 準	関係条項	精神保健福祉法施行規則 第23条、第25条～第30条 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例 第4条 豊中市精神障害者保健福祉手帳の事務処理に関する規則 第5条	
	基準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成7年(1995年)10月1日設定 (平成24年4月1日最終変更)	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数	日 (注：休日は含まない)
	内訳	経由期間	日 ( 事務所)
		処分期間	日 ( 部 課)
設定等年月日	年 月 日設定 ( 年 月 日最終変更)		
備考			

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		精神障害者保健福祉手帳の障害等級変更
根拠法令及び条項		精神保健福祉法施行令 第9条
所管部課(室)係名		[所管: 障害福祉課 給付支援係]
審 査 基 準	関係条項	精神保健福祉法施行規則 第29条 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例 第4条 豊中市精神障害者保健福祉手帳の事務処理に関する規則 第3条
	基準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成7年(1995年)10月1日設定(平成24年4月1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30日 (注: 休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 ( 事務所) 処分期間 30日 (福祉部障害福祉課)
	設定等年月日	平成24年4月1日設定( 年 月 日最終変更)
備考		

**様式 B - 1**

**申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間**

処分名		精神障害者保健福祉手帳の再交付
根拠法令及び条項		精神保健福祉法施行令 第 10 条第 1 項
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]
審 査 基 準	関係条項	精神保健福祉法施行規則 第 30 条 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例 第 4 条 豊中市精神障害者保健福祉手帳の事務処理に関する規則 第 6 条
	基 準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 7 年(1995 年)10 月 1 日設定 (平成 24 年 4 月 1 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 20 日 (注：休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 ( 事務所) 処分期間 20 日 (福祉部障害福祉課)
	設定等年月日	平成 24 年 4 月 1 日設定 ( 年 月 日最終変更)
備考		



**様式 B - 1**

**申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間**

処分名		療育手帳の交付
根拠法令及び条項		大阪府療育手帳に関する規則
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]
審 査 基 準	関係条項	療育手帳制度について (昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知) 豊中市知的障害者福祉法施行細則 第 2 条、第 3 条
	基 準	本規則等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 6 年(1994 年)10 月 1 日設定 ( 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日 (注：休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 ( 事務所) 処分期間 日 ( 部 課)
	設定等年月日	年 月 日設定 ( 年 月 日最終変更)
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		特別児童扶養手当の受給資格の認定	
根拠法令及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第 5 条	
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]	
審 査 基 準	関係条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 第 1 条第 3 項、第 13 条、別表第 3 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則 第 1 条	
	基 準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 6 年(1994 年)10 月 1 日設定 ( 年 月 日最終変更)	
	標準処理期間	総日数 日 (注：休日は含まない)	
標 準 処 理 期 間	内訳	経由期間	日 ( 事務所)
		処分期間	日 ( 部 課)
	設定等年月日	年 月 日設定 ( 年 月 日最終変更)	
備考			

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		特別児童扶養手当の額改定
根拠法令及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第 16 条
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]
審 査 基 準	関係条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 5 条の 2、第 13 条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則 第 2 条
	基準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 6 年(1994 年)10 月 1 日設定 ( 年 月 日最終変更)
	標準処理期間	総日数 日 (注：休日は含まない)
標 準 処 理 期 間	内訳	経由期間 日 ( 事務所)
		処分期間 日 ( 部 課)
	設定等年月日	年 月 日設定 ( 年 月 日最終変更)
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		障害児福祉手当の受給資格の認定
根拠法令及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第 19 条
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]
審 査 基 準	関係条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 第 1 条第 1 項、別表第 1 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令 第 2 条、第 3 条、第 4 条
	基 準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 6 年(1994 年)10 月 1 日設定 ( 年 月 日最終変更)
	標準処理期間	総日数 30 日 (注：休日は含まない)
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 ( 事務所) 処分期間 30 日 (福祉部障害福祉課)
	設定等年月日	平成 24 年 4 月 1 日設定 ( 年 月 日最終変更)
備考		

**様式 B - 1**

**申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間**

処分名		特別障害者手当の受給資格の認定
根拠法令及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第 26 条の 5
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]
審査基準	関係条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 第 1 条第 2 項、別表第 2 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令 第 15 条 第 16 条
	基準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 6 年(1994 年)10 月 1 日設定 ( 年 月 日最終変更)
	標準処理期間	総日数 30 日 (注：休日は含まない)
標準処理期間	内訳	経由期間 日 ( 事務所) 処分期間 30 日 (福祉部障害福祉課)
	設定等年月日	平成 24 年 4 月 1 日設定 ( 年 月 日最終変更)
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		障害児福祉手当の受給資格の再認定
根拠法令及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第 26 条
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]
審 査 基 準	関係条項	
	基準	本法律により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 6 年(1994 年)10 月 1 日設定（ 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 30 日（福祉部障害福祉課）
	設定等年月日	平成 24 年 4 月 1 日設定（ 年 月 日最終変更）
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		特別障害者手当の受給資格の再認定
根拠法令及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第 26 条の 5
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]
審 査 基 準	関係条項	
	基準	本法律により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 6 年(1994 年)10 月 1 日設定 ( 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30 日 (注：休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 ( 事務所) 処分期間 30 日 (福祉部障害福祉課)
	設定等年月日	平成 24 年 4 月 1 日設定 ( 年 月 日最終変更)
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		自立支援医療費の支給認定	
根拠法令及び条項		障害者総合支援法 第 53 条、第 54 条	
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]	
審 査 基 準	関係条項	障害者総合支援法施行令 第 27 条から第 30 条まで 障害者総合支援法施行規則 第 35 条から第 44 条まで 豊中市障害者総合支援法施行細則 第 17 条、第 18 条	
	基 準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 18 年(2006 年)4 月 1 日設定 ( 年 月 日最終変更)	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数	日 (注：休日は含まない)
	内 訳	経由期間	日 ( 事務所)
		処分期間	日 ( 部 課)
設定等年月日	年 月 日設定 ( 年 月 日最終変更)		
備考			



## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		自立支援医療費の支給認定の変更認定	
根拠法令及び条項		障害者総合支援法 第 56 条	
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]	
審 査 基 準	関係条項	障害者総合支援法施行令 第 31 条から第 32 条まで 障害者総合支援法施行規則 第 44 条から第 47 条まで 豊中市障害者総合支援法施行細則 第 25 条、第 26 条、第 28 条	
	基 準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 18 年(2006 年)4 月 1 日設定 ( 年 月 日最終変更)	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数	日 (注：休日は含まない)
	内訳	経由期間	日 ( 事務所)
		処分期間	日 ( 部 課)
設定等年月日	年 月 日設定 ( 年 月 日最終変更)		
備考			

**様式 B - 1**

**申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間**

処分名		医療受給者証の再交付
根拠法令及び条項		障害者総合支援法施行令 第 33 条
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]
審 査 基 準	関係条項	障害者総合支援法施行規則 第 48 条 豊中市障害者総合支援法施行細則 第 29 条
	基準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 18 年(2006 年)4 月 1 日設定 ( 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日 (注：休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 ( 事務所) 処分期間 日 ( 部 課)
	設定等年月日	年 月 日設定 ( 年 月 日最終変更)
備考		

**様式 B - 1**

**申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間**

処分名		指定自立支援医療機関の指定
根拠法令及び条項		障害者総合支援法 第 59 条
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]
審 査 基 準	関係条項	障害者総合支援法施行令 第 37 条から第 38 条の 2 まで 障害者総合支援法施行規則 第 57 条から第 59 条まで 豊中市障害者総合支援法施行細則 第 30 条
	基 準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年(2012 年)4 月 1 日設定 ( 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日 (注：休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 ( 事務所) 処分期間 日 ( 部 課)
	設定等年月日	年 月 日設定 ( 年 月 日最終変更)
備考		

**様式 B - 1**

**申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間**

処分名		指定自立支援医療機関の更新
根拠法令及び条項		障害者総合支援法 第 60 条
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]
審 査 基 準	関係条項	障害者総合支援法施行令 第 39 条 障害者総合支援法施行規則 第 57 条から第 59 条まで
	基準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年(2012 年)4 月 1 日設定 ( 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日 (注：休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 ( 事務所) 処分期間 日 ( 部 課)
	設定等年月日	年 月 日設定 ( 年 月 日最終変更)
備考		

**様式 B - 1**

**申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間**

処分名		指定自立支援医療機関の開設者等の変更
根拠法令及び条項		障害者総合支援法 第 64 条
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]
審 査 基 準	関係条項	障害者総合支援法施行規則 第 61 条、第 62 条 豊中市障害者総合支援法施行細則 第 31 条
	基準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年(2012 年)4 月 1 日設定 ( 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日 (注：休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 ( 事務所) 処分期間 日 ( 部 課)
	設定等年月日	年 月 日設定 ( 年 月 日最終変更)
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		補装具費の支給
根拠法令及び条項		障害者総合支援法 第 76 条
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 給付支援係]
審 査 基 準	関係条項	障害者総合支援法施行令 第 43 条の 2、第 43 条の 3 障害者総合支援法施行規則 第 65 条の 7、第 65 条の 8、第 65 条の 9 豊中市障害者総合支援法施行細則 第 34 条、第 35 条
	基 準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 18 年(2006 年)4 月 1 日設定 ( 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日 (注：休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 ( 事務所) 処分期間 日 ( 部 課)
	設定等年月日	年 月 日設定 ( 年 月 日最終変更)
備考		



## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		障害福祉サービス事業者の指定
根拠法令及び条項		障害者総合支援法 第36条第1項・第2項・第4項
所管部課（室）係名		障害福祉課 事業所係
審査基準	関係条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者総合支援法 第80条</li> <li>・ 障害者総合支援法施行令 第22条、第22条の2、第23条</li> <li>・ 障害者総合支援法施行規則 第34条の7～9、11、12、14～21</li> <li>・ 豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</li> <li>・ 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 ※最終改正 障発0330第3号令和3年3月30日）</li> </ul>
	基準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年4月1日設定（令和4年11月1日最終変更）
	標準処理期間	総日数 日（注：休日は含まない）
標準処理期間	内訳	経由期間 日（ 事務所）
		処分期間 日（ 部 課）
標準処理期間	設定等年月日	年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）
備考		



## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	障害福祉サービス事業者の更新	
根拠法令及び条項	障害者総合支援法 第 41 条	
所管部課（室）係名	障害福祉課 事業所係	
審 査 基 準	関係条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者総合支援法 第 80 条</li> <li>・ 障害者総合支援法施行令 第 22 条、第 22 条の 2、第 23 条、第 25 条第 1 項</li> <li>・ 障害者総合支援法施行規則 第 34 条の 7～9、11、12、14～21</li> <li>・ 豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</li> <li>・ 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 ※最終改正 障発 0330 第 3 号令和 3 年 3 月 30 日）</li> </ul>
	基 準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年 4 月 1 日設定（令和 4 年 11 月 1 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日（注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 日（ 部 課）
	設定等年月日	年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		障害者支援施設の指定
根拠法令及び条項		障害者総合支援法 第 38 条第 1 項・第 3 項
所管部課（室）係名		障害福祉課 事業所係
審 査 基 準	関係条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者総合支援法 第 84 条</li> <li>・ 障害者総合支援法施行令 第 22 条、第 22 条の 2、第 24 条の 2、第 24 条の 3</li> <li>・ 障害者総合支援法施行規則 第 34 条の 24、第 34 条の 24 の 2</li> <li>・ 豊中市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</li> <li>・ 障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 19 年 1 月 26 日障発第 0126001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 ※最終改正 障発 0330 第 3 号令和 3 年 3 月 30 日）</li> </ul>
	基準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年 4 月 1 日設定（令和 4 年 11 月 1 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 日（ 部 課）
	設定等年月日	年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		障害者支援施設の更新
根拠法令及び条項		障害者総合支援法 第 41 条
所管部課（室）係名		障害福祉課 事業所係
審 査 基 準	関係条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者総合支援法 第 84 条</li> <li>・ 障害者総合支援法施行令 第 22 条、第 22 条の 2、第 24 条の 3、第 25 条第 2 項</li> <li>・ 障害者総合支援法施行規則 第 34 条の 24、第 34 条の 24 の 2</li> <li>・ 豊中市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</li> <li>・ 障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 19 年 1 月 26 日障発第 0126001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 ※最終改正 障発 0330 第 3 号令和 3 年 3 月 30 日）</li> </ul>
	基準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年 4 月 1 日設定（令和 4 年 11 月 1 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 日（ 部 課）
	設定等年月日	年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		一般相談支援事業者の指定
根拠法令及び条項		障害者総合支援法 第 51 条の 19
所管部課（室）係名		障害福祉課 事業所係
審査基準	関係条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者総合支援法 第 51 条の 23</li> <li>・ 障害者総合支援法施行令 第 26 条の 9、第 26 条の 10、第 26 条の 11、第 26 条の 12、第 26 条の 16、第 26 条の 17 第 1 項</li> <li>・ 障害者総合支援法施行規則 第 34 条の 57</li> <li>・ 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 27 号）</li> <li>・ 障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 21 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 ※最終改正 障発 0330 第 3 号令和 3 年 3 月 30 日）</li> </ul>
	基準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年 4 月 1 日設定（令和 4 年 11 月 1 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 日（ 部 課）
	設定等年月日	年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		一般相談支援事業者の更新
根拠法令及び条項		障害者総合支援法 第 51 条の 21
所管部課（室）係名		障害福祉課 事業所係
審査基準	関係条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者総合支援法 第 51 条の 23</li> <li>・ 障害者総合支援法施行令 第 26 条の 10、第 26 条の 11、第 26 条の 12、第 26 条の 15 第 1 項</li> <li>・ 障害者総合支援法施行規則 第 34 条の 57</li> <li>・ 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 27 号）</li> <li>・ 障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 21 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 ※最終改正 障発 0330 第 3 号令和 3 年 3 月 30 日）</li> </ul>
	基準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年 4 月 1 日設定（令和 4 年 11 月 1 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 日（ 部 課）
	設定等年月日	年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		特定相談支援事業者の指定
根拠法令及び条項		障害者総合支援法 第 51 条の 20
所管部課（室）係名		障害福祉課 事業所係
審 査 基 準	関係条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者総合支援法 第 51 条の 24</li> <li>・ 障害者総合支援法施行令 第 26 条の 10、第 26 条の 11、第 26 条の 13、第 26 条の 14、第 26 条の 16、第 26 条の 17 第 2 項</li> <li>・ 障害者総合支援法施行規則 第 34 条の 59</li> <li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）</li> <li>・ 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 ※最終改正 障発 0330 第 3 号令和 3 年 3 月 30 日）</li> </ul>
	基準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年 4 月 1 日設定（令和 4 年 11 月 1 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 日（ 部 課）
	設定等年月日	年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		特定相談支援事業者の更新
根拠法令及び条項		障害者総合支援法 第 51 条の 21
所管部課（室）係名		障害福祉課 事業所係
審 査 基 準	関係条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者総合支援法 第 51 条の 24</li> <li>・ 障害者総合支援法施行令 第 26 条の 10、第 26 条の 11、第 26 条の 14、第 26 条の 15 第 2 項、第 26 条の 16、第 26 条の 17 第 2 項</li> <li>・ 障害者総合支援法施行規則 第 34 条の 59</li> <li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）</li> <li>・ 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 ※最終改正 障発 0330 第 3 号令和 3 年 3 月 30 日）</li> </ul>
	基準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年 4 月 1 日設定（令和 4 年 11 月 1 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 日（ 部 課）
	設定等年月日	年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	高額障害福祉サービス費の支給決定	
根拠法令及び条項	障害者総合支援法 第76条の2第1項	
所管部課(室)係名	障害福祉課 事業所係	
審 査 基 準	関係条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者総合支援法施行令 第43条の4、第43条の5、第43条の6</li> <li>・障害者総合支援法施行規則 第65条の9の2、第65条の9の3、第65条の9の4、第65条の9の5</li> <li>・豊中市障害者総合支援法施行細則 第36条</li> </ul>
	基準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(令和4年11月1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日 (注: 休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 ( 事務所) 処分期間 日 ( 部 課)
	設定等年月日	年 月 日設定 ( 年 月 日最終変更)
備考		



## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		介護給付費等の支給決定等
根拠法令及び条項		障害者総合支援法第19条から第22条まで 障害者総合支援法施行令第10条 障害者総合支援法施行規則第7条から第12条まで 豊中市障害者総合支援法施行細則第2条・第3条
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 相談支援係]
審 査 基 準	関係条項	
	基準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成18年4月1日設定（平成26年4月1日最終変更）
	標準処理期間	総日数 日（注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 日（ 部 課）
	設定等年月日	年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）
	備考	

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		介護給付費等の支給決定の変更
根拠法令及び条項		障害者総合支援法第24条 障害者総合支援法施行令第11条から第13条まで 障害者総合支援法施行規則第16条から第19条まで 豊中市障害者総合支援法施行細則第4条
所管部課(室)係名		[所管： 障害福祉課 相談支援係]
審 査 基 準	関係条項	
	基準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成18年4月1日設定(平成26年4月1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日 (注：休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 ( 事務所) 処分期間 日 ( 部 課)
	設定等年月日	年 月 日設定 ( 年 月 日最終変更)
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		支給決定障害者等の変更の届出
根拠法令及び条項		障害者総合支援法施行令第15条 障害者総合支援法施行規則第21条・第22条 豊中市障害者総合支援法施行細則第6条
所管部課(室)係名		[所管： 障害福祉課 相談支援係]
審 査 基 準	関係条項	
	基準	本政令等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成18年4月1日設定 ( 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日 (注：休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 ( 事務所) 処分期間 日 ( 部 課)
	設定等年月日	年 月 日設定 ( 年 月 日最終変更)
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		受給者証の再交付
根拠法令及び条項		障害者総合支援法施行令第16条 障害者総合支援法施行規則第23条 豊中市障害者総合支援法施行細則第7条
所管部課(室)係名		[所管： 障害福祉課 相談支援係]
審 査 基 準	関係条項	
	基準	本政令等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成18年4月1日設定 ( 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日 (注：休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 ( 事務所) 処分期間 日 ( 部 課)
	設定等年月日	年 月 日設定 ( 年 月 日最終変更)
備考		

**様式 B - 1**

**申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間**

処分名		特定障害者特別給付費の支給決定
根拠法令及び条項		障害者総合支援法第34条 障害者総合支援法施行令第21条・第21条の2 障害者総合支援法施行規則第34条の2・第34条の3 豊中市障害者総合支援法施行細則第9条
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 相談支援係]
審査基準	関係条項	
	基準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成18年4月1日設定（平成23年10月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 日（ 部 課）
	設定等年月日	年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		特定障害者特別給付費の額の変更
根拠法令及び条項		障害者総合支援法施行規則第34条の5 豊中市障害者総合支援法施行細則第10条
所管部課(室)係名		[所管： 障害福祉課 相談支援係]
審査基準	関係条項	
	基準	本省令等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成18年4月1日設定(平成23年10月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	総日数 日 (注：休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 ( 事務所) 処分期間 日 ( 部 課)
	設定等年月日	年 月 日設定( 年 月 日最終変更)
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		特例特定障害者特別給付費の支給決定
根拠法令及び条項		障害者総合支援法第35条 障害者総合支援法施行令第21条の3 障害者総合支援法施行規則第34条の4 豊中市障害者総合支援法施行細則第11条
所管部課(室)係名		[所管： 障害福祉課 相談支援係]
審 査 基 準	関係条項	
	基準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成18年4月1日設定(平成23年10月1日最終変更)
	標準処理期間	総日数 日 (注：休日は含まない)
標 準 処 理 期 間	内訳	経由期間 日 ( 事務所) 処分期間 日 ( 部 課)
	設定等年月日	年 月 日設定 ( 年 月 日最終変更)
	備考	

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	地域相談支援給付費の相談支援給付決定	
根拠法令及び条項	障害者総合支援法第51条の5から第51条の7まで 障害者総合支援法施行令第26条の3・第26条の4 豊中市障害者総合支援法施行細則第17条～第19条	
所管部課（室）係名	[所管： 障害福祉課 相談支援係]	
審査基準	関係条項	
	基準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 日（ 部 課）
	設定等年月日	年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）
備考		



## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		地域相談支援給付費の相談支援給付決定の変更
根拠法令及び条項		障害者総合支援法第51条の9 障害者総合支援法施行令第26条の5
所管部課(室)係名		[所管： 障害福祉課 相談支援係]
審 査 基 準	関係条項	
	基準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年4月1日設定 ( 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日 (注：休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 ( 事務所) 処分期間 日 ( 部 課)
	設定等年月日	年 月 日設定 ( 年 月 日最終変更)
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		計画相談支援給付費の支給決定
根拠法令及び条項		障害者総合支援法第51条の16・第51条の17 豊中市障害者総合支援法施行細則第20条・第21条
所管部課（室）係名		[所管： 障害福祉課 相談支援係]
審 査 基 準	関係条項	
	基準	本法律等により、明確かつ具体的に規定している。
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 日（ 部 課）
	設定等年月日	年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）
備考		